

6月1日から7日は第66回水道週間です

「たいせつに みずはみんなの たからもの」(ポスター)

和36年より水道水の供給を行っており、小中学校などの主要施設をはじめ、8割を超える町民の皆様方にご利用頂いております。

今年も厚生労働省等とともに「たいせつに みずはみんなの たからもの」を標語として、皆様の水道へのご理解をより深めて頂きたく、6月1日から7日までを「水道週間」としています。



▼安全な水道水をご家庭へ

日本の水道水は、安心して飲むことができます。これは、国が定めた厳しい基準をクリアした水道水が各家庭に届けられているからです。私たち神崎町の水道水も安心して飲むことができます。

(五十音順)

▶神崎町町内指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者名	住 所	電話番号
(有) 大竹設備	神崎町小松144	⑦2 3334
大利根建設(株)	神崎町郡1416	⑦2 2844
椿建設(株)	神崎町古原甲698	⑦2 2326
村田設備	神崎町毛成1171	⑦2 2388
(有) 山城設備	神崎町小松742	⑦2 2873
弥六商店(株)	神崎町神崎本宿2010	⑦2 3015

▼水道メーターの交換について

計量法に基づき、水道メーターの交換を約8年に1度実施しております。交換の対象となるお客様宅に水道事業員がお伺いして交換しますので、交換の際にはご協力頂けますようお願いいたします。なお、メーター交換工事は無料で行います。

▼水道料金の計算は検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に、神崎町が水道料金等事務を委託している第一環境(株)の職員が行っています。

- 水道料金に関する問合せ
第一環境(株) ☎ ⑦2 4544
- その他水道に関する問合せ
まちづくり課 水道事業 ☎ ⑦2 3322

▼月に一度は給水装置の確認を

給水装置は所有者が維持管理する必要があります。

- 月に一度はメーター器の蓋を開けて、漏水の有無の確認や、メーター器の周囲をきれいにしましょう。

▼料金のお支払方法

口座振替、コンビニ支払い、スマート決済が便利です。お支払方法の変更は手続きが必要です。

